

第1部 総論

第1章 プランの考え方

第2章 北多摩南部保健医療圏の現況

第1章 プランの考え方

第1節 プラン改定の背景

1 社会の状況

- 東京都の将来人口は、平成 37 年にピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。
- 年齢3区分別人口の状況を見ると、年少人口（15 歳未満）は平成 32 年までは増加しますが、以降は減少に転じていきます。生産年齢人口（15 歳～64 歳）も平成 37 年を境に減少すると予測されており、どちらも長期的には減少が見込まれています。
- 一方、65 歳以上の高齢者人口は増加を続け、平成 42 年（2030 年）には都民の約 4 人に 1 人、平成 52 年（2040 年）には約 3.5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となると見込まれています。特に、高齢者の中でも 75 歳以上の後期高齢者が大幅に増加し、平成 32 年には前期高齢者人口を上回る見込みです。
- 今後高齢化がますます進む社会においては、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を、更に充実させていく必要があります。高齢者が、いつまでも生きがいを持ちながら活躍できる社会、また、医療や介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることのできる社会を実現することが求められています。
- 高齢化が進展する一方、子供をとりまく状況に目を向けると、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、地域や家庭の子育て力が低下しており、育児の孤立化が進み、子育てに不安を抱える家庭が増加しています。
- このような状況の中、都においては現在までのところ年少人口も増加していますが、長期的には減少すると見込まれており、また、合計特殊出生率については平成 17 年を底に微増傾向が見られるものの、一貫して全国最低の水準となっています。
- どのような社会状況にあっても、すべての子供たちの育ちを支え未来を守っていくこと、安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくことは大きな課題です。とりわけ乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を担う上で重要な時期であり、妊娠期からの切れ目のない支援体制の整備が求められています。
- 都民の健康の状況を見ると、がんや循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病が大きな課題となっています。また、若年層から働き盛り層の死因の上位を占める自殺については、その背景には様々な要因が複雑に絡んでいると言われますが、中でも健康問題が関わっている場合が多く、特にうつ病などの精神疾患が関係していると指摘されています。
- また、今後、都内で大規模な地震が大きな確率で発生すると言われていています。災害医療体制の確保については、東日本大震災や熊本地震などを教訓に取組が進められていますが、災害時の保健活動や保健衛生対策についても、一層充実していく必要があります。

2 国及び都の施策の動向

- 国は、少子高齢化に歯止めをかけ、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安

第1章 プランの考え方

心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて、平成28年6月、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。そこでは、経済の「成長と分配の好循環メカニズムの提示」「働き方改革」「希望出生率1.8の実現」「介護離職ゼロの実現」等を掲げ、国を挙げて横断的な取組が行われています。

- 保健医療をめぐる動きとしては、今後、少子高齢化が更に進展し、医療・介護サービスの需要が増大しても、質の高いサービスが提供されるとともに、持続可能な社会保障制度を将来の世代へ伝えられるよう、平成26年6月、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。以下、「医療介護総合確保推進法」という。）が公布され、関係する各法令が改正されました。そのうち、医療法の改正では、新たに「地域医療構想」が導入されました。
- 地域医療構想は、都道府県において、平成37年（2025年）の病床数の必要量等を構想区域（二次医療圏（p4参照））ごとに推計し、その達成に向けた事項を定めるもので、都は平成28年7月、「東京都地域医療構想」を策定しました。そして、地域医療構想の達成に向けた取組をさらに推進するための計画として、平成30年3月、「第七次東京都保健医療計画」（以下「都保健医療計画」という。）を策定するとともに、「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」、「東京都歯科保健推進計画」など、保健医療に関する各計画を策定しました。
- 障害者をめぐる動きとしては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、いずれも平成28年4月から施行されました。また、児童福祉法の改正（平成28年6月）により、障害児福祉計画の策定が義務付けられるとともに、医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。これらを踏まえ、都においては、平成30年3月に「東京都障害者・障害児施策推進計画（平成30年度～平成32年度）」を策定しました。
- 高齢社会対策については、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年の東京の高齢者の状況を念頭に、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせる安心な社会を構築するため、都が目指す基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を明らかにすることを目的として、平成30年3月、「東京都高齢者保健福祉計画（平成30年度～平成32年度）」を策定しました。
- その他、平成27年1月、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病患者の公平かつ安定的な制度の確立を目指し、医療費助成制度を始めとした様々な取組が実施されています。
- 2019年のラグビーワールドカップや、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を目前に控え、国際標準に合わせた食品衛生管理の推進や、輸入感染症の水際対策と国内の感染症対策、外国人来訪者等への救急・防災対応、公共の場における受動喫煙防止対策の強化など、大会の円滑な準備及び運営や、大会を通じた新しい日本の創造に向けた動きが本格化しています。

第2節 プランの位置付けと性格

- 「北多摩南部地域保健医療推進プラン」（以下「プラン」という。）は、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市の6つの市で構成される北多摩南部保健医療圏（以下、「圏域」

という。)における総合的な保健医療に関する計画として平成16年3月に策定し、以後、圏域の様々な保健医療に関する課題について、保健所・市・関係機関が取り組むべき施策を掲げ、5年ごとに順次改定を行ってきました。

- プランは、旧プラン（計画期間：平成25年度～29年度）の内容を引き継ぐとともに、「第7次東京都保健医療計画」及び「東京都健康推進プラン21（第二次）」等、関係する都の各種計画の趣旨を踏まえています。そして、圏域における保健医療の現状と課題を明らかにして、圏域における取組目標を設定し、保健所、市、保健医療福祉に関わる関係機関・団体等が、住民参加を促進しながらそれぞれの役割分担に応じた連携と協働を図り、圏域の保健医療を総合的に推進していくための包括的な計画として位置付けています。
- したがって、プランは、保健所と市にとっては保健医療施策推進の目標、保健医療福祉に関わる関係機関・団体等にとっては活動の指針、住民にとっては自主的・積極的な活動の方向性を示す役割を持つものとなっています。

第3節 プランの期間

- プランの計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とし、北多摩南部地域保健医療協議会が中心となってプランを推進していくものとします。

第4節 プランの構成

- プランは、大きく二部構成とし、圏域における現状を明らかにし、保健医療施策を進めていく上での課題とその取組の方向について示しています。
- 第1部総論では、圏域の現況として、都保健医療計画で定めている基準病床、地域特性・人口構造、保健医療福祉資源の状況等について記載しました。
- 保健医療施策を進めていく上での課題と取組について、第2部各論の第1章～第4章において、項目ごとに「現状」「課題」「今後の取組」について記載しました。「今後の取組」では、計画期間（平成30年度～35年度）に取り組む内容について、具体的に示しています。
- 「今後の取組」に示した各施策については、圏域の保健所、市、保健医療に関わる関係機関・団体、そして住民が、相互に緊密な連携を行い協働しながらその達成に向けて取り組んでいく必要があります。
- プランの各項目には、進行管理や評価・検証を行うための「指標」を設定しています。指標は計画期間（平成30年度～35年度）に、圏域において達成すべきレベル、または計画期間を通じて施策を展開していく上での「目標」を示しています。